

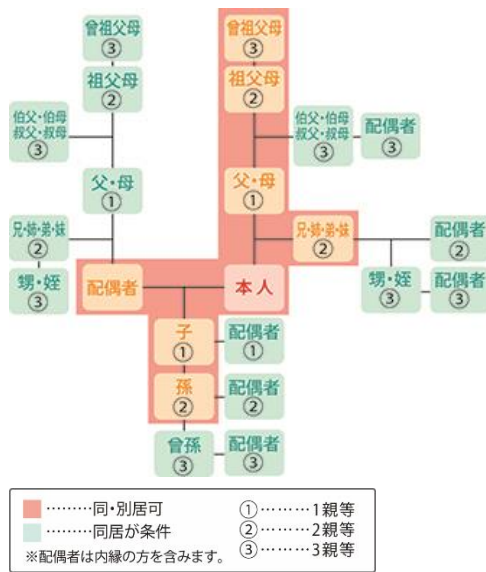
オリックスグループ健康保険組合 被扶養者認定について

■被扶養者の認定条件について

●「被扶養者」として認められる親族の範囲

被保険者本人から見て3親等内の親族（民法上の親族とは異なります）であり、さらに、同一世帯^(※)が要件とされる親族もあります。

(※)「被保険者と住居および家計を共同にすること」です。
二世帯住宅などで同居していても、住民票が分かれている（世帯分離している）場合は、同一世帯とは認められません。



被扶養者が別居している場合

被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。

※同居と考えるケース

- ・ 単身赴任による別居
- ・ 子が学生で進学による別居
- ・ 病院に入院、介護保険施設、老人保健施設、障害者支援施設に入所している場合

(注意)

- ・ 住居表示が同一であっても世帯を分離（世帯主が複数）している場合は、同居と認められません。

※外国籍の方は、日本の在留資格が1年以上必要です。（配偶者・配偶者の連れ子は除く）

※海外在住の方は被扶養者として認められません。（海外帯同、留学している子の場合は除く）

●共同扶養義務

夫婦ともに収入があり、子供を共同で扶養している場合、子供の員数にかかわらず収入が多い方の扶養となります。

●優先扶養義務

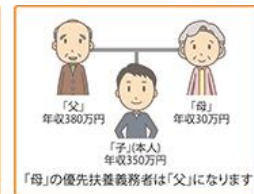
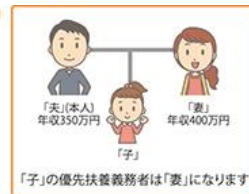
優先扶養義務者とは、被扶養者に対して健康保険上の扶養能力がある人です。

共同扶養者(扶養義務者)

被保険者が他の人と共同して同一人を扶養する場合の、共同扶養者(扶養義務者)

被保険者と被扶養者の続柄	共同扶養者(扶養義務者)
子	被保険者の配偶者
父・母	被保険者の配偶者・兄弟姉妹
兄弟姉妹	被保険者の父母・その他兄弟姉妹
祖父母	被保険者の祖父母・父母・兄弟姉妹
義父母・義兄弟姉妹	被保険者の配偶者・義父母・配偶者の兄弟姉妹
孫	孫の父母・被保険者の配偶者

(例)



また、「父・母」や「義父・義母」を被扶養者とする場合、それぞれの夫婦で合算した収入金額で判断します。

夫婦合算による収入基準額

夫婦の年齢	収入基準
【夫婦2人とも60歳以上】	合算金額が360万円未満であること
【夫婦どちらか1人が60歳以上】	合算金額が310万円未満であること
【夫婦2人とも60歳未満】	合算金額が260万円未満であること

●生計維持

- ・被保険者がその家族を経済的に主として扶養している事実があること。

(その家族の生計費の1/2以上を負担していること)

別世帯の場合は、その家族の収入よりも多い金額を仕送りしていること。

「扶養とする家族1人当たりの最低仕送り額は50,000円」

例) 扶養とする家族が一人の場合

家族の収入	毎月必要な仕送り額	備考
0円～ 49,999円	50,000円以上	最低仕送り額 ≤ 仕送り額
50,000円	50,001円以上	ただし、次の条件をすべて満たしていること ・最低仕送り額 < 仕送り額 ・家族の収入 < 仕送り額 ・家族の収入 + 仕送り額 < 被保険者の標準報酬月額 - 仕送り額

- ・被保険者には継続的にその家族を養う経済的能力があること。

【別世帯の場合】

(被保険者の収入) - (仕送り額) > (被扶養者の収入) + (仕送り額)

●収入

厚生労働省の通知により、次の①②の両方の条件を満たしている必要があります。

① 収入額

被扶養者の年齢など	年間収入	月額(給与・年金など)	日額(雇用保険の給付など)
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害年金受給の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること かつ被扶養者の年収が被保険者からの送金額未満であること

① は年間収入・月額・日額いずれも基準を満たしている必要があります。

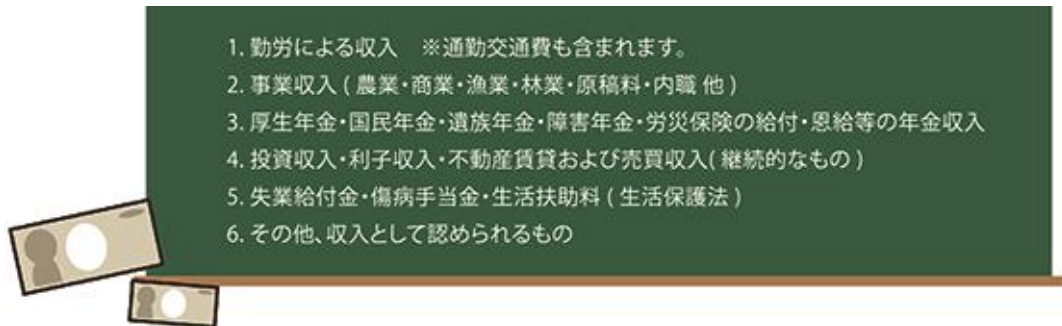
●年齢

75歳未満であること。 ※75歳以上は後期高齢者医療制度が適用となる為

■被扶養者の収入

●収入の範囲

健康保険上の収入は、税法上とは異なります。



★自営業者について

自営業者は被扶養者として認められません。

自営業者は事業の売上や必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持するものと考えます。

特別な事情がない限り、基本的には国民健康保険に加入していただくこととなります。

★雇用保険の受給について

雇用保険を基準額以上受給中、または受給予定の方は被扶養者として認められません。

●仕送り

仕送りは「賞与時のみ」や「数ヶ月まとめて」ではなく、1ヶ月ごとに金融機関を利用して送金し、送金事実（被保険者から被扶養者となる人へ・いつ・いくら送金したか）を確認できる書類（振込明細書等）の6ヶ月分を提出していただきます。

キャッシングサービスご利用明細			
ご利用ありがとうございます。 お取引内容をご確認ください。 ●●●銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
01234	お取扱日	29 - 12 - 20	時刻 14:43
お取引内容	お取引金額 (円)	手数料	
振込	¥ 234,567	¥ 540	
	お取引後の残高 (円)	おつり	
	¥ 765,432	¥ 3	
お取引先 ご依頼人	振込金受取書	電信	
	●●●銀行 ●●●支店 〒123 4567 〒123 4567		
ご依頼人	〒123 4567		
電話番号	03-0123-4567		
取扱番号	0123456		

「通帳」の場合
銀行振込の場合は被保険者の「通帳(表紙と金額印字部分)(写)」の該当箇所にもカーンを引き、送金額が分かるようにしてください。

被保険者(健康保険)の通帳

H29年(月分・期分・期分の生活費)

年	月	日	記号	お取	お取	お取	お取	お取	お取
28	01	05	100	●	8,768				●
28	01	18	100	●	100,000	27	7/02		●
28	01	25	100	●	5,560				●
28	01	27	100	●	80,000	○○○	年払		●
28	02	01	100	●	100,000	27	7/22		●
28	02	19	900	●	37,000				●
28	02	20	100	●	660,000				●
28	03	05	100	●	200,000				●
28	03	07	100	●	100,000	27	7/22		●
28	03	27	900	●	740,000				●

「送金」として認められません!

- 手渡し
- 家賃
- 水道光熱費の領収書
- クレジットカードなどの支払明細書

■扶養認定日

被扶養者（異動）届及び必要書類一式が提出され、当健康保険組合が扶養の事実を認めた日が受付日（扶養認定日）となります。

※別居の家族を扶養にする時は、仕送りの送金事実を確認できる書類を6ヶ月分提出する必要があります。証明書類が提出できない場合は、6ヶ月分の送金事実を確認できる書類を用意してからの申請となります。

●虚偽の申請について

被保険者が扶養の実態がない家族を虚偽の申請により認定を受けたことが判明した場合は、健康保険法第193条により被扶養者の資格は最大25ヶ月まで遡って取り消され、当該期間にわたって受診した医療費の健保負担額及びその他の給付金を返還請求します。

■被扶養者の削除条件

こんな時は扶養削除手続きが必要です。



※継続的かつ安定的な収入が得られるようになった時は、年間収入の上限額 130 万円（60 歳以上は 180 万円）を超えてからでなく、収入をもらい始めた時点より被扶養者からはずれるため注意してください。就職先で健康保険に加入できない場合も同様です。

●被扶養者からはずす手続き

収入超過やその他の理由で被扶養者の資格がなくなった場合は、ただちに「被扶養者（異動）届」と保険証と下記の削除日が確認できる書類を勤務先会社に提出してください。

就職した時 … 就職先の保険証（写）または就職日がわかるもの

扶養の事実がなくなった時 … 離婚、婚姻、転居、養子縁組の受理証明書など

扶養しなくなった日がわかるもの

◆扶養削除日

異動事由	事由発生日	備考
就職	就職日	就職先保険証の資格取得日
死亡	死亡日の翌日	
離婚	離婚日の翌日 ※親権変更の場合は異動日	
別居	別居日の翌日 ※検認の場合はそれが判った時	別居して仕送りせず、扶養の実態がなくなった時 ※単身赴任、子の進学による別居は除く
雇用保険失業給付	受給開始日	

受給開始		
傷病／出産手当金 受給開始	受給開始日	日額 3,612 円(60 歳以上は 5,000 円) 以上の場合
収入超過		
給与収入	認定基準月額 108,334 円 (60 歳以上は 150,000 円)超過月の 1 日	
	1 月～12 月の累計額が 130 万円 (60 歳以上は 180 万円) 以上の年の 1 月 1 日 (1 年遡及)	検認で前年の収入が 130 万円 (60 歳以上は 180 万円) 以上の時
各種年金収入	年金額改訂通知書を本人が受取った日	年金額＋給与等収入が 130 万円 (60 歳以上は 180 万円) 以上の見込みとなった時

※被扶養者の資格がすでになくなっているにもかかわらず、ただちに手続きをしなかった場合は、事由発生日まで遡って資格が取り消され、当該期間にわたって受診した医療費の当健康保険組合負担分およびその他の給付金を過去に遡及して返還していただきます。

※被扶養配偶者の場合は、「国民年金第 3 号被保険者」の加入期間と関連しています。たとえ短い就職期間でも必ず事実に沿った届を健保と会社にしてください。

放置していると年金の加入期間が空白（未加入）状態になり、後日複雑な手続きが必要になります。

■資格確認調査（検認）の実施

当健康保険組合では健康保険法施行規則第 50 条及び厚生労働省の指導に基づき、扶養家族の資格確認調査（以下、検認）を実施しております。

被扶養者には、保険料を負担しないで給付が受けられる代わりに、親族関係（続柄）と扶養状況（被扶養者の収入状況）について、一定の要件を常に満たしている必要があります。

ところが、時間の経過とともにその要件から外れる方が出てくるため、定期的に要件が備わっているかを確認します。

●提出の注意

ご提出いただく書類はマイナンバーの記載がないものをお願いします



必要書類として「住民票(写)(コピー)」を提出する場合、マイナンバーの記載がないものをご用意願います。

なお、マイナンバーが記載された住民票の交付を受け、これを提出する場合は、マイナンバー部分を油性マジックペンで塗り潰すなど、マスキングをしたうえで提出ください。
(ご提出いただいた書類のマイナンバーにマスキングがされていない場合は、当健康保険組合にてマスキングをいたします。)

検認に必要な書類を期日までに提出しなかった場合は、健康保険法施行規則第 50 条第 7 項により、被扶養者資格を削除することになり、その家族の被保険者証は無効となります。